文部時報

第889号

1951年9月号

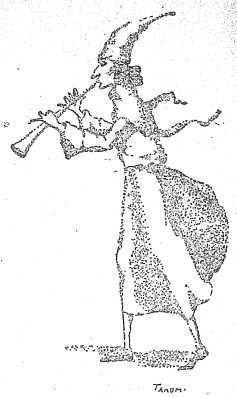

◇目　次◇

教育委員会制度協議会報告 II……木田宏……二四
地方教育委員会の設置について……飯田祐之……三一

学校放送……川上行蔵……三八
中国における文化粛清の一端……宮本繁雄……五六
国号「日本」の読み方について……三宅武郎……六四
学習指導における文化財の手引……蒲生芳郎……五〇
大学体育の諸問題……瀧沢英夫……四七

新制中学校の実態《座談会》……二

出席者　池本多万留　坂本信子　多田鉄雄(司会)
　　塚本清　浜中武彦　水野周蔵　和田左京

教育論調——六月の新聞——……室橋綾子……六〇

《通達》昭和二十七年度新制大学短期大学及び旧制専門学校等への入学者選抜実施要項並びに進学適性検査実施要項について・昭和二十七年度国立大学入学者選抜試験について……七五
昭和二十六年度科学研究助成補助金交付課題等一覧(II)……九〇
○文部省重要通達事項一覧表……九六　○編集後記……九六
表紙写真……奈良学芸大学附属美術研究所蔵版
写真説明……西川新次

国号「日本」の読み方について

三宅武郎

国語教育上の立ち場から「日本」の読み方についてよくきかれるので、ふるい手びかえに若干の新資料を加えてこの小稿を草した。

一 「日本」の国号はいつごろからはじまったか。

聖徳太子(推古593―621)のときにはまだできていなかった。太子が、外交上、国号の制定を必要とされていたことは史上にあきらかなところで、当時、遣隋の国書に「日出処ノ天子」または「東ノ天皇」と書かしめられたことはその苦心のあらわれにほかならない。その後、大化改新(645)のときに「日本」という国号も制定されたと考えられないことはないが[1]、その説のよりどころとなっている大化元年、高麗・百済の使に宣せられた詔の冒頭に「御宇日本天皇」とあるのは、後の令制(詔書式)をいにしえにめぐらした書紀の例の筆法といわれても、いちおういたし方のないところがあるので、これはしばらくおくとし、最も確実なところでは、近江令[2]を修正した大宝令[3]において、とくに外交上の用[4]語としての「日本」の国号が制定されているといえるだけである。そして、このときからはじめてシナでも「日本」の国号を公式に認めて、これまでの「倭」の呼称を廃し[6]、かつそれから彼国の人の詩文にも多く「日本」の語が用いられるようになったのであるから[7]、まず「日本」の国号は八世紀の初頭(すなわち大宝令公布の年(701)には始まっていると確言してよい。[8]

【注1】「東」は「ヤマト」と古訓してある。また大和の国を「東」とも書いたことは、東ノ文氏(東ノ漢ノ直)の用字例によってもあきらかである。

【注2】本居宣長「国号考」

【注3】近江令は天智天皇の遺制で、持統天皇(天智天皇の皇女で天武天皇の皇后)の三年(689)に公布された。

【注4】大宝令は近江令を修正改編したもので、天武天皇の五年(大宝元年701)に公布された。しかも歴朝、これを天智天皇の遺制として尊重されているのである。

近江ノ大津ノ宮ニアメノシタシロシメシシ大倭根子天皇ノ、天地ト共ニ長ク、日月ト共ニ遠ク、カハルマジキ常ノ典ト立テタマヒ敷キタマヘル法ヲ、受ケタマハリテ行ヒタマフ(元明即位詔)。

天智天皇始制ニ法令。謂ニ之近江朝廷之令一、天下百世因准之。(江家次第)

平安朝における十陵の制度では、天智天皇の陵を第一におかれた。それを宣長が慨して神武天皇の陵をこそ第一に厚く祭りたまふべくといったのである(古事記伝)。

かように考えてくると、この「日本」の国号も、実質的には、やはり天智天皇の遣制の一つと考えてよいと思われる。

【注5】公式令詔書式の「明神御宇日本天皇詔旨」を「謂以ニ大事一宜ニ於蕃国ノ使一之辞也」と義解してある。

【注6】大宝三年(703)遣唐使粟田ノ真人が、その高潔、神のごとき儀容をもつて「日本国ノ使」と名のり、唐廷(時に則天武后の長安三年)の君臣上下をして嘆美おくあたわざらしめた中によく「日本」の新国号を公認せしめた。シナの正史でも、このときの記事から旧来の倭国伝が日本国伝にかわっているのである。(文武紀・前賢故実)

日本国者倭之別種也。以ニ其国在ニ日辺一故、以ニ日本一為レ名。或曰、倭国自悪ニ其名不レ雅、改為ニ日本一(旧唐書)

咸亨元年、遣レ使賀レ平ニ高麗一、後、稍習ニ夏音一、悪ニ倭名一、更号ニ日本一。使者自言、国近ニ日所レ出、以為レ名(新唐書)

【注7】日本晁卿辞ニ帝都一 李白(李太白集)

送ニ日本僧帰一 韋荘(れい語類編)

送ニ僧帰ニ日本一 方干(文苑英華)

勅日本国王主明楽美御徳 勅書案(張九齢曲江集)

二 「日本」の語原的意味はどうであるか。

聖徳太子の「日出処」とまったく同じ意味である。けだし「日本」は「日のもと」であり、その「もと」は「源」の「もと」と同じ意味である。すなわち「みなもと」は水之原=水之本の意味である。元来「源」は「原」が本字であり、それに後世サンズイをつけたのであるが(あたかも「然」ですでに「もえる」という意味の字であるのにさらに火へんをつけて「燃」としたようなものである)、その「原」は「本也」と訓じて、すべて「もと」すなわち物の本原という意味である。そこで漢和大字典に、「源」は「水泉の流れ出づる本、みなかみ。」と解釈してあるが、これに準じて説けば「日の本」は「日の出づる本、ひなかみ。」というわけである。つまり水源地に対する日源地ともいうべき心もちでの「日出処」というのが、すなわち「日本」という熟字の意味である。

また日起ニ於東一という自覚、さらに、それを裏づけて「日の本のやまとの国」と歌った一種の国民的な伝統思想が、そのまま「日本」という国号になったわけである。

【注1】「原」は、もとがけの下に「泉」を書いた字で、そのナカヅクリの「白小」は実は「泉」の字が略された形である。

【注2】「然」の下のヨッテンが火であることが忘れられて、それにさらに火ヘンをつけて、よくわかるようにしたのである。燻の字なども同じ。

【注3】「みなもと」に対する「みなかみ」という語があるように、「ひのもと」に対する「ひのかみ」ないし「ひなかみ」または約して「ひがみ」という語があった。すなわち「みなもと(源)」「みなかみ(水上)」

（ひのもと（日の本）
ひのかみ。ひながみ。ひがみ（日上）
「みなかみ」が「みなもと」よりも語感が古いように、「ひなかみ」が「ひのもと」よりも語感が古い。それは「みなかみ」および「ひなかみ」が「みなもと」および「ひのもと」よりも、一時代、古くおこなわれた語であるということを暗示しているのであろう。

【注4】「やまと」の語原はあきらかでないが、それに「東」の字をあてたのは、たとえば「飛ぶ鳥のあすか」「春日のかすが」および「日の本のやまと」から「飛鳥」「春日」「日本」ができたように、やはり「東の大和」「西の河内」というところから「東」「西」と書くようになったものと考えられる。

【注5】日本之山跡国（万葉集三一九番「詠不尽山歌」読み人しらず）

三　「日本」を「ひのもと」と読んではいけないか。

「ニホン」または「ニッポン」と音よみすべきである。

日本の国家統一は大和朝廷の方によるもので、しぜん「やまと」というのが統一国家の総名となったのである。ところが、それに対して古くからの「倭」という字をあてていたのであるが、後に、その字を忌避して「日本」という熟字をあてかえたのであるから、それは当然、その熟字のままで「やまと」と読まれるべきものであったのである。

後世、歌ことば（または文ことば）としては「日本」を「日の本」といったことがあるが[12]、実さいの話ことばとしては決して「日の本」とはいわなかった。その点、神皇正統記にはっきりと「ひのもと」とは読まずといっているのは鉄案である。いやそれどころでなく、ある時代には、実さいの話ことばとして「ひのもと」といえば、それは意外にもエゾのことであったのである。

小だわらのことは、くわんとう。ひのもとまでのおきめにて候まゝ、ほしころしに申つく可候間、としをとり可申候

（豊太閤真蹟集第二十五葉）

これは秀吉が例の自ら「てんか」と署して、京都なる「大まんどころ」あてに送った天正十八年「五月一日」づけの手紙の一節である。この「くわんとう・ひのもとまで」の「ひのもとは、関東に対して関東以北の地、むしろ北辺エゾの地までを含めていると解釈するよりほかに道がないではないか。[13]

大日本地名辞書所引の史料によると、むかし津軽の安東（または安藤と書く）氏が、エゾを征討した功によって、日本将軍（または日下将軍と書く）と呼ばれたという話がある。

人国記というのは元禄年間に世に出た諸国風俗物語であるが、その陸奥の国の条に「コノ国ノ人ハ、日ノ本ノ故也、色白クシテ眼ノ色青キ事多シ」とある。

寛文蝦夷図[6]には、松前から三十日行程のところに「此ヨリ東ノ方、日ノ本ト云」とあるが、それを今日の地図に引きあててみると、ちょうど日高の国あたりにあたっているのは、偶然の一奇である[7]。

北海道の古名は越渡島である（文武紀）。また越ノ洲（古事記）である。その越は越の転音で、そのヲチ島がヲ島となって、後に渡島（日本紀古訓）と読むようになったものと考えられる。

さてエゾには古く大別して三種があった。すなわち景行紀にいわゆる津軽エゾ。ニギエゾ」アラエゾ、または諏訪大明神絵詞（続群書類従第三集所収）にいわゆる渡り党、日

の本・カラコなどである。大日本地名辞書に種々の伝説を合考して、狄種の一に、中古、ヒノモトてふ者の存在せるを会得するに足らん。」（北海道六ページ）といっているのは動かないところであろう。

倭訓栞にいう。俗諺に、奥州日の本の称あるは、日本紀に、東夷之中、有二日高見国一といへる意なるべし。

これらの資料によって考えると、上記、秀吉のいわゆる「ひのもと」とはエゾの種族名ないし地名であること疑いないが、それはあるいは当時の東日本的な方言であったのではあるまいか。そして方言こそは生きた話ことばであって、その点、上記の歌ことば（または文ことば）としての「日の本」とは、まったくその性格を異にしているものである。

かつて、中央語（すなわち標準語的なるもの）としては、エゾはエゾであり（今日アイヌというように）、それを「日の本」とは恐らく一般にはいわなかったのであろう。そして「日の本」といえば、それは国号「日本」の歌ことば（または文ことば）としての修辞的表現であった。そして、真に生きた話ことばにおける日本の国号は、むかしは「日本」であり、中古以後は「日本」または「日本」である。大日本地名辞書所引の史料によると、むかし津軽の安東（または安藤と書く）氏が、エゾを征討した功によって、日本将軍（または日下将軍と書く）と呼ばれたという話がある。

人国記というのは元禄年間に世に出た諸国風俗物語であるが、その陸奥の国の条に「コノ国ノ人ハ、日ノ本ノ故也、色白クシテ眼ノ色青キ事多シ」とある。

寛文蝦夷図[6]には、松前から三十日行程のところに「此ヨリ東ノ方、日ノ本ト云」とあるが、それを今日の地図に引きあててみると、ちょうど日高の国あたりにあたっているのは、偶然の一奇である[7]。

北海道の古名は越渡島である（文武紀）。また越ノ洲（古事記）である。その越は越の転音で、そのヲチ島がヲ島となって、後に渡島（日本紀古訓）と読むようになったものと考えられる。

さてエゾには古く大別して三種があった。すなわち景行紀にいわゆる津軽エゾ。ニギエゾ」アラエゾ、または諏訪大明神絵詞（続群書類従第三集所収）にいわゆる渡り党、日

中古以後は「日本」または「日本」である。かくてわが「日本」の国号は、その文字どおりに「日の本」すなわち「日の出づる処」という意味であって、それは八世紀の初頭（実質的には七世紀の末）にできたものではあるが、その思想的えん源は意外に遠く、かつ意外に深いものがあるらしいのである。しかもそれを「日の本」と訓よみにすると、歌ことば（または文ことば）としては別であるが、話ことばとしてはエゾを意味する一種の時代的方言となるのである。されば標準語としての日本の国号は、古語では「やまと」であり、中古以後では「日本」を音よみにした「ニホン」または「ニッポン」であって、それがすなわち国号「日本」の読み方における標準語的性格ともいうべきものであると思う。

【注1】日本此云二耶麻騰一下皆倣レ之（神代紀）

【注2】いとむつかしきひのもとの末の世に（源氏物語若紫）

わが国は天照る神の末なれば、日の本としもいふにぞありける（続国歌大観一六八八番）

【注3】字のままにひのもととは読まず、やまとと訓ぜり。（神皇正統記神代）

【注4】大日本地名辞書四七一六―七ページ、同北海道六ページなど。

【注5】史籍集覧第十七集所収、伴信友校本。この「也」は「にや」の誤写か。板本には単に「に」とある。

【注6】函館図書館蔵。

【注7】松浦氏命名案内（大日本地名辞書二四〇ページ所引）参照。

【注8】これは私見の渡島語原説である。

【注9】その他、金田一京助「蝦夷と日高見国」大正十五年刊「アイヌの研究」所収。

さて「みなもと」と「みなかみ」とが一対の同義異語であるように、この「ひのもと」と「ひなかみ」ともまた一対の同義異語である。そして「ひなかみ」が「ひたかみ」または「きたかみ」の名で、はじめ大和（大倭日高見ノ国―大祓詞）から常陸（此地本日高見国也―常陸風土記）に東遷し、そこから針路を転じて東北、北上川の流域（東夷之中有二日高見国一―景行紀）へ移動しており、それが、ふしぎにも、上記の「日の本」の地名が、同じく大和（日本之山跡国―万葉集）から東北（秀吉の関東ひのもとまた

は津軽のひのもと将軍）へ、そこからさらに海を渡って北海道・千島へと、しだいに移動して行ったのと常に形影あい伴なっている。これは「日の本」の民族的移動のあとを示すものと見られるであろう。

四　はじめは「ニホン」と発音したか「ニッポン」と発音したか。

それは未詳であると答えるよりほかはない。

ただ、ここで一言注意しておきたいことは、日本語のハ行子音が古くはPであったという説の一端だけをきいて、まん然と「日本」もはじめは「ニッポン」と読んでいたのであろうというように考えることがあやまりであるということについてである。

なるほど、ハ行子音が古くPであったということは、今日、ほとんど学界の定説となっているが、そのPからFへの移りかわりの時代については、まだあきらかにされていない。すなわち、あるいは奈良朝以前と想定し[1]、あるいは奈良朝を転換期かとし[2]、あるいは奈良朝またはそれ以前かとしている[3]のである。大体において伝統的な国語学者は奈良朝におけるP音の盛行を疑っているのであって、おそらくそれが正しいであろう[4]。そして「日本」の国号制定が奈良朝（七十五年）の初頭にあたるのであるから、いきおいこれまでのところでは「ニッポン」説は影がうすいのである。反対に「ニッポン」説を採っている新しい学者もある[5]。

なお、Japan, Jappon, Giapone などは、マルコ・ポロの Zipangu にもとづいており、その Zipangu は「日本国」の北方シナ音よみ（わが漢音の系統）である Jih pên Kuo にもとづいているのであるから、わが国号「日本」の呼称は、今日、世界的に方言的な形で普及していると考えてよいのである。

【注1】 上田万年「P音考」明治三十六年刊「国語のため第二」所収。

【注2】 安藤正次「古代国語の研究」大正十三年刊。

【注3】 橋本進吉「波行子音の変遷について」昭和三年刊「岡倉先生記念論文集」および昭和二十五年刊「国語音韻の研究」所収。

【注4】 私見では、もっとさかのぼった時代まで疑っている（その説は略す）。「日本」の読み方なども「涅般（ネハン）」の例で、どちらもはじめから「ネッパン」「ニッポン」でなく「ネ（チ）ハン—ネハン」「ニ（チ）ハン—ニホン」であったのではなかろうかと考えている。

【注5】 岩井大慧「日本国号私見」昭和十四年刊「東亜学第一集」所収。
吉田澄夫「室町時代以降における国号呼称」昭和十九年刊「橋本博士還暦記念国語論集」所収。

ところで奈良朝以前のことはしばらくおき、平安朝にはいってからはどうかというに、それはもう学者の間で異論なく一般的に「ニホン」であったろうと考えられている。そしてそれから院政・鎌倉と過ぎて室町時代になると、新興の東国的発音によって「ニッポン」ということが多くなり[1]、さらに戦国の世を経て織豊時代になると、その傾向がいっそう強くなったのではあるまいかと考えられている。当時のキリシタン文献によってみても、ローマ字がきでは Nippon のほうが Niffon または Nifon よりも、断然、多いようである[2]。（FVHは江時戸代にはいってから）

しかも、旧来の「ニホン」という発音は絶えることなく、たとえば、漢字をめぐる音と訓とのような関係で、国号「日本」をめぐる「ニホン」と「ニッポン」とは、二つながら久しく国民の間に用いられて今日にいたっているのである。

【注1】 いっぱんにッ音便が中央語にあらわれた時代である。

【注2】 前提、岩井大慧「日本国号私見」および吉田澄夫「室町時代以降における国号呼称」参照。

五　「日本」の読み方を国家的に決めたことがあるか。

それはまだない。それについて重要な参考となるのは、憲法における「日本」の読み方について、先年、憲法改正の委員会で井上（徳命）委員から質問があり、それに対して金森国務大臣から答弁があった。これはいろいろな意味で記録的なものであり、かつ委員会の議事録はあまり広くは読まれていないので、この機会に転載しておくことが有益であると思う。

昭和二十一年七月十二日（第十回）

〇金森国務大臣（上略）日ト本ト国トヲ書キマシテ、之ヲ我々ガ読ム時ニ「ニホン」国ト読ムコトモアルシ「ニッポン」国ト読ムコトモアルト云フコトハ、我ガ国ニ於キマシテ通念トシテ認メラレテ居ル所デアリマス。其ノ二ツノモノニ遽ニ区別ヲ付ケル必要ガナイ、若シモ是ガ、此ノ二ツノモノノ中ノドッチガ宜イカト云フコトヲ決メル、慣習的ニドチラカヲ助長発達セシムベキモノデアルトスルナラバ、今後、特ニ十分ナル研究ヲ積ンデ宜カラウ、斯ウ考ヘテ居リマス。現在見マシテモ、国民ノ声ガ自然ニ現ハレテ来ル地名等ニ付テ見マシテモ、「ニホン」橋ト言ッテ居ルトコロモアレバ「ニッポン」橋ト言ッテ居ル所モアリ、「ニッポン」銀行ト「ローマ」字ニ書イテ居ル所モアレバ「ニホン」銀行ト「ローマ」字ニ書イテ居ル所モアリマシテ、之ニ依ッテ特別ナル不自由ハ生ジテ居ナイヤウニ思フノデアリマス。日ト本ト書イテ「ニホン」ト読メルノカ読メナイノカ、是ハサウ云フ方面ノ学説ニ聴カナケレバナリマセヌケレドモ、私共ノ確カニ知ッテ居ル知識ニ依リマスレバ、日ト本トヲ書イテ「ニホン」ト読ムト云フコトハソンナニ不思議ナコトデハナイ。（中略）随テ今御答ヘ致シマス所ハ、今日ノ所デハ何レトモハッキリ決メテ居リマセヌ。ドチラデモ宜シイ、斯ウ云フ態度デ居リマシテ、尚ホ御教ヘヲ受ケマシテ然ルベキ方向ニ動ク機会ヲ作リタイ、斯ウ考ヘテ居リマス。

（一六九—七〇ページ）

第十六回（七月十八日）

〇井上（徳）委員　（上略）今カラ二十年カ二十五年バカリ以前ニ、文部省ノ告示カ何カデ「ニッポン」ト呼ブヤウニト云フヤウナコトガ出タカノヤウニ記憶ヲ喚ビ起シタノデアリマスガ、サウ云フヤウナコトガアッタト思ヒマスガ、如何デゴザイマセウカ。

〇金森国務大臣　私ノ記憶シテ居ル所デハ昭和七、八年頃デゴザイマシタカ、文部省ノ教育ノ範囲内ニ於キマシテ、普通此ノ日本ノ国名ヲ教ヘル時ニ何ト教ヘテ宜イカ、統一ノ見地カラ、統一ノ原理ヲ示ス為ニ、「ニホン」ト云フ時ハ歌ニ詠ムトカ何カ特殊ノ味ヲ持ツ時ニ「ニホン」ト呼ブガ、其ノ外ハ原則的ニ「ニッポン」ト呼ブガ宜イト云フ意味ノ訓示ヲ、是ハ松田文部大臣ノコトト思ッテ居リマスガ、出サレタト云フコトハ記憶シテ居リマス。併シソレハ教育ノ範囲ニ於テ、謂ハバ言葉ノ使ヒ方ノ統一ヲ指示サ

レタ範囲ニ止マルト考ヘテ居リマス（二九三ページ）

（付記）右の答弁の冒頭に見える昭和七、八年は鳩山文相（六・二―九・三）時代であるが、そのころ議会で「日本」の読み方に関する質問があり、これに対して鳩山文相から答弁があった。そのことの記憶であるらしい。また臨時国語調査会で「ニッポン」に統一するという案を申し合わせたのは昭和九年三月十九日であるが、そのときは斎藤首相の臨機（三月三日―七月八日）時代である。松田文相（九・七―一一・二）時代のことについては別に調べている。

なお、いま一つこの問題に関する議会の記録を転載しておきたい。それは、さかのぼって昭和十四年の第七十三回帝国議会の建議委員会において佐藤（与一）議員から提出された「我が国号ノ称呼統一ニ関スル建議案」についての樋貝政府委員の答弁であるが、そこには相当に苦心を重ねたもようが見えるのである。

○樋貝国務大臣（上略）昨年ニ於キマシテモ内閣方面ヤ外務省ヤ文部省方面トデ共ニ此ノ研究ヲ進メテ参リマシタ。此処ニ研究ノ結果ガ沢山ナ書類ニナッテアリマスガ、何分ニモ今仰セラレタ通リニ事ガ相当重大デアリマシテ、（中略）之ヲ公ノ機関ニ掛ケテドウ云フ風ニ決スルト云フ所マデハ、遺憾ナガラマダ参ッテ居リマセヌ。引続イテ是モ解決致シタイト云フ考ヘデ居リマスガ、（中略）唯其ノ内容ガ、当方ニ於キマシテモ、「ニッポン」トスベキカ「ニホン」トスベキカト云フヤウナコトニ付キマシテハ、余程考慮致サナケレバナリマセヌ。今マデ研究致シマシタ所デモ、先ヅ沿革的ナト申シマスカ、我国古来発達シテ参ッタ過程ニ顧ミマスト、「ニホン」ト云フ発音ノ方ガ相当デアル云フヤウナ結論ニナリマスケレドモ、一方、外国語ナドノ関係及ビ今日「ニッポン」ト云フ称呼デ相当広ク行ハレテ居ルト云フヤウナ点、ソレカラ或ル場合ニ力強ク表現スル場合ナドヲ考ヘマスト、「ニッポン」ト云フ風ニ発音シタ方ガ相応ハシイト云フヤウナコトモ考ヘラレマス、（中略）サウ云フヤウナ事情デアリマスノデ、内容ニ付テハモウ一歩篤ト研究致シマシテ、其ノ上ニ決定ノ方法ヲ執ッテ行キタイト云フ考デアリマス。

（付記）要するに、歴史的な「ニホン」の発音と、現代的な「ニッポン」の発音との間に立って、いわばいたばさみになってしまっているというのが正直なところのようである。」

六　文部省で正式に「日本」の読み方を決めたことがあるか。

特別に省議で決めたことはないそうである。ただ、昭和九年三月十九日、時の臨時国語調査会において次のような案を議決したことがある。

国号呼称統一案

ニッポン又はニホンと呼び来れる国号の呼称は爾今ニッポンに統一すること

ただし固有名称にしてニホンと呼ぶ習慣あるものは従前の通

日本橋（ニホンバシ）　日本紀（ニホンギ）の局

又外国へ発送する書類には国号に Nippon を用い Japan を廃すること。

この決議は[1]、同月二十二日および二十三日の新聞・ラジオで大きく報道され、さらに同月二十五日の新聞[2]には、同会の幹事、文部省図書局編輯課長藤岡継平氏の談話が載っている。

呼んでおり、また電車停留所は「ニホンギンコウマエ」として、以前から車掌用語として教育しているということであった。[4]

【注5】 Nippon が英語とならないかぎり、Made in Nippon では英文にならないのである。

昭和二年の第五十二回帝国議会に、国号「日本」の読み方を「ニッポン」に統一して、来年の天長節から実行してほしいという請願案が出た。これは政府参考資料として可決されている。その後もしばしば議会で問題になったが、昭和六年六月には神戸の小学校訓導から文部大臣に建議したり（同月二十六日大毎）、こえて昭和八年十二月には、京都のロータリークラブで決議したり（九年一月三日大朝）、さらに三月には大阪で「ジャパン」排斥運動をおこしたり（同月三日大朝）などして、一連の「ニッポン」国号統一運動が活発におこなわれた。満州帝国の建国は実に同年の三月一日であったのである。

このような世論の上に立って、臨時国語調査会は「ニッポン」の呼称統一案を議決したのであるが、それが昭和九年三月十九日におこなわれたということについては、実はその直前（ちょうど一週間前）の同月十二日に、日本放送協会の放送用語調査委員会において、かねて審議上の懸案となっていた「日本」の読み方について、ひとまず次のような決定をした事実と密接な関係があるようである。

放送上、国号としては「ニッポン」を第一の読み方とし、「ニホン」を第二の読み方とする。

この決定に参与した保科（孝一）委員は、臨時国語調査会の幹事であり、そして前記の国号呼称統一案の起案者でもあったのである。

もっとも、右の臨時国語調査会の決議が「ニッポン」を採ったのは、単に当時の世論に同調したというだけのものではなく、実は文部省が古くから教科書に「日本（にっぽん）」とふりがなして教えてきていたことにもとづくものであり、あるいは、こうした世論が広くおこってくるくらいに「ニッポン」の読み方が普及したことも、この教科書による長年の教育の結果であるかも知れないと思われるのである。

【注1】 放送用語としては、昭和八年、ロサンゼルスのオリンピック大会で「ニッポン」が強いからというのでそうした。その当時はアナウンサーもニッポン・ニッポンと言

っていたが、いつの間にかニホン・ニホンというようになったと、当時の東京放送局報道課長が述べている（放送用語調査委員会記録）。

【注2】教科書では、散文では原則的に「ニッポン」とし、韻文では字脚の関係で「ニッポン」「ニホン」を自由に使っている。たとえば——

日本　尋常小学読本（明治三十六年）（四八ページ）

大日本帝国　尋常修身書二

あゝうつくしや　日本の旗は　尋常小学（一年用）唱歌「日の丸の旗」

七　将来統一の見こみがあるか。

「時」が解決するであろう。

これまでの統一運動は、わたくしの知る限りにおいて、すべてニッポン論者であった。そして、それらがそろいもそろってはなはだしく性急であり、いわば、すぐにもきめよ「この自明の理がわからないのか」といったようなちょうしである。そういうものではなく、この問題の解決は「時」に待つところが多いものだということを知らなければならない。もっともこれまでの統一論者が性急であったのもむりはないのであって、実は、そうしたところに「ニッポン」の言語学的性格がはたらいているのである。

「ニッポン」と「ニホン」との言語学的性格

1 ニッポン	2 音節　4 字脚　強調的
ニホン	2 音節　3 字脚　中性的
2 P(pp)	破裂音　断音　唇音　呼気圧強
H	摩擦音　続音　遍口音
3 発生的にPが早い。原始的音である。	

これらの音声学的条件が総合的に反映して、心理的には次のような語感を生じる。

P(pp)	外的に浅い　鋭い　強い荒い　排他的　闘争的
H	内的に深い　円満　やわらかい　包容的　平和的

一言にしていえば、Pは、勇気と未来性のある小児的性格であり、Hは大人的である。大人は老成的で、うっかりするとフランス語流におとしてしまうおそれがある。

ところで、今日の支配層は既成の大人であるから、どちらかといえば「ニホン」説に同情がある。このことは、上掲の議会答弁における文章・語気の上にはっきりとあらわれている。そこで、もしこれが「ニホン」に統一せよというのであったならば、あるいは今日とは別な結果を示しているかも知れない。

先年、満州国建国（1934）の前後は、この問題の一高潮を示した時期であるが（上述参照）、そのさい軍部方面でも、軍の性格上、当然、力強い「ニッポン」説に賛成であった。ただ、軍人勅諭の読法で「にほん」と一定してあるために、いつも最上層部でおさえられていたのである。[四]

【注1】「日本国」とふりがなしてある。

【注2】先年、軍人勅諭の読み方について教育本部当局の研究に参与したことがある。

「ニッポン」論者は、その言語学的性格の一つのゆえに、日本の国号に二つの呼法があることをゆるしがたいもののように考えているらしい。が、それは日本語の語い面における音訓二重語い制度の存在を思わないからである。

いわゆる音訓二重語い制度とは、たとえば山・川・草・木と山・川・草・木とのような漢字の音訓併用にもとづいて、そこに一物二名の事実が原則的に存在していることをいうのである。しかも、その音と訓とが必ずしも二つの異なった語原からきたものではなくて、実は古くは同一漢字の音であったものが、時代的な発音の変遷によって、語感上、音と訓とに分化したものがある。たとえば絵と絵、文と文、銭と銭などのようなものである。そして、それと同じ現象が熟字の上にあらわれたのが、文字と文字、日本と日本などの例であって、すなわち文字や日本は音（漢語）にあたり、文字や日本は訓（すなわち「やまとことば」的なるもの）にあたると考えてよいのである。

けだし「ニホン」は、今日ならばしぜんに「ニッポン」と読まれるべき「日本」の読み方を、なかし（少なくとも平安朝）の時代的発音法にもとづいて、しぜんに「ニホン」と読んだところからおこったものである。それが、その後（室町時代と思えばまちがいない）におこった「ニッポン」という読み方とともに伝えられて、これを現代の言語生活の中で、併用してみると、そこに一般の音対訓、漢語対和語的な語感上の関係を生じて、そして、そのどちらもが生きて働いているというのが今日の実態である。そこで、わたくしたちは、なによりもますこの「ニホン」と「ニッポン」との二つの読み方を、現代日本語の音訓二重語い制度の中において、そのどちらをも愛憎の念なく平等の存立として認めるということがたいせつである。[五]そして、その上で、あらためて、この問題を考察してみるがよいと思うのである。

【注】それについて想起することは、現行の観世流謡曲「白楽天」および「善界」において、日本人には「にほん」と読ませ、シナ人（白楽天・てんぐ）には「にっぽん」と読ませていることである。この意識的な読み分けをいつごろからはじめたかは未詳であるが、ともかくそこには「ニホン」の和国的・和語的な語感に対する「ニッポン」の異国的な語感を利用していることが看取されておもしろい。ことに「大唐の天ぐの首領善界坊」なるものは、おそらく世界坊という意味の名であろうと解釈してみるとき（私見の一語原説）、いっそう、その感を感得するであろう。ちなみに善界は是害とも書くが、世（ぜ）は世阿彌の世（ぜ）で一種の古音である。[五]

【注2】将来、いずれかの一つを公式の呼称としてきめることがあっても、本来、日本語の性格にそなわっている字脚（音律的単位）の関係上、それ一つだけを絶対的なものとして他を禁止するということはできないはずである。

最後に注意すべきは「日本」のローマ字がきについてである。それについて思い合わされることは、豊臣時代のキリシタン文献においてNifonまたはNiffonよりもNipponのほうが数が多く採られているということである。おもうにPは外国人好みの音なのである。かれらにとってNihonとNipponとではおそらくNipponのほうに親しみを感じることが深いのであろう。それは「日本」のローマ字がきの歴史において、今日、ほとんどゆるぎないくらいな基礎を固めているとも思われるのである。[六]

それについておもしろいことは、先年、[三]各種の団体について、その名称の「日本」の読み方について書面調査をしたところ、実際の発音およびかながきでは「ニホン」であるが、ローマ字がきでは Nippon とかくという回答が意外に多かったのに驚いたことである。そうした中で、今日、なお卓然として NIHON UNIVERSITY があるのは一偉観である。

【注1】 Nippon Ginko などのローマ字がきの起原などについても調べてみればおもしろいであろう。

【注2】 昭和九年二月。回答者の中に大日本麦酒・日本石油・日本倶楽部などあり。

以上、尽きるところなき問題の中に、即今教科書の中で「日本」とあるのはなんと読ませたらよいのであるか。

韻文的字脚の関係がないかぎり、いちおう「にっぽん」と読んでおくという従来の方針にしたがっておくのが、いちばん妥当な態度であろう。そのさい、これを絶対的な読み方として、歴史的な「ニホン」の読み方を否定するような非教育的態度をとってはならないこと、あえていうまでもない。それと同時に、これらのこどもが大きくなったころに、その「時」における日本人の国語生活の全体的な背景と基盤との上に立って、この一つの問題についても、しぜんに最善の解決をもたらすものがあるのではないかと思うのである。

（文部事務官・国語課）

× × ×

× × ×

追注 （本文中漢数字の示すもの）

一 （64ページ上） 聖徳太子の時代にまだ「日本」と熟字した国号がなかったことは、太子の法華義疏に此ハ是レ大委国上宮王ノ私集、非ニ海彼ノ本一とあるのによって確証される。委は倭の略体。

二 （64ページ下） 事実は大宝三年よりも前にはじまっていること、三国史記の新羅孝昭王の七年（わが文武天皇即位二年）に突如として日本国ノ使至ルと記していることが注意されている。粟田ノ真人も入唐して「日本国ノ使」と名のっているが、その前後の歴史的事情に照らしてありうべきことと考えられる。

三 （66ページ下） 秀吉は同じ小田原陣からの消息（豊太閤真蹟集第二十四葉）に国号の「日本」を「二ほん」と書いている。また他の消息（同上第十八葉）には「にほう」とむいている（その「う」は「ん」の音を示す）。秀吉の右筆が書いた組屋文書（推定文禄五年の五月十八日づけ）には、「につほん」とあり、秀吉の「二ほん・にほう」が「ニホン」か「ニッポン」かは必ずしもあきらかでないとし、ともかくかれが国号の「日本」と、倭訓栞にいわゆる俗諺の奥州「ひのもと」とを区別していたことはきわめてあきらかである。

四 （71ページ中） かつて（昭和十三年発行）の富士山に桜の五十銭札にも、その図案の中に「ニホン」と小さく書いてあった。

五 （73ページ中） 謡曲「白楽天」にあらわれる日本人は漁翁（実は住吉明神）と漁夫とである。また「善界」にあらわれる日本の天ぐは太郎坊というが、これがいわば日本（にほん）太郎坊と世界坊との対照ではあるまいかと考えられるのである。その出典は今昔物語で、十一世紀なかばのものであり、はやく「ゼガイ」の語原は忘られたとし、サ行の古音に濁るばあいが少なくなかったことは、今日でも雅楽用語で和琴の弦を三（ザン）四（ジ）と呼ぶことによっても考えられる。

六 （73ページ下） ことばの性格は、文字の性格によって決定されるところがきわめて大きい。ローマ字論者が、わたくしの知るかぎりにおいて、ほとんどすべて「ニッポン」論者であることも自然の結果であろう。

文部省重要通達事項一覧表 （昭和 26.6.16—同7.15）

大臣官房

（人事課）

文人総第142	皇太后大喪儀小人葬当日の特別休暇について	6.18	人事課長	本省局課長・国立学校長・所轄機関長
〃 第155	国立大学庶務課長会議開催について	6.23	〃	〃 〃
文人任第146	欠員の補充について	6.25	次官	〃 〃
〃 第154	文部省職員勤務評定実施細目について	6.26	人事課長	〃 〃
〃 第166	人事院規則10—2による勤務評定制度に関する各国立学校、各所轄機関のX・Y・Z別職群職別職員数通知、ならびに勤務実績評定票勤務成績報告書、条件付任用期間勤務成績評定票の印刷について	7.13	〃	〃 〃
文人給第147	国立学校教育職員の採用について	6.27	〃	
〃 第160	昭和26年度暫定級別定数の設定について	6.29	〃	〃
〃 第159	昭和26年度国立学校暫定級別定級の管理について	7.3	〃	〃
〃 第159	国立学校職員の級別定数について	〃	〃 会計課長	〃
文人職第137	等級表の追加送付について	6.25	〃	〃 〃
文人事適151	教職員の除去、就職禁止等に関する政令の一部を改正する政令等の施行について	6.23	次官	国公私立大学長・国公私立大学教員適格審査委員長
関人 第79	6級職職員需要調査について	6.20	人事課長	本省局課長・国立学校長・所轄機関長

編集後記

◇大阪で座談会を開きましたのは、関西方面に豪雨がつゞいて、水害の惨事がしきりに新聞紙上に報導されていたころでした。

◇いつかは地方で座談会を開き活発な御意見をいたゞきたいと思っていましたところ、たまたま新制中学校がいろ〳〵と世上で論議されるようになりましたので、問題点を現場の方からおうかゞいできたらばと思い、大阪。兵庫。和歌山の方々に、お集りを願った次第です。

◇天候不順のおりからにもかゝわらずお集り下さった方々に誌上ながら厚くお礼を申上げます。

◇新制中学校についてはいろいろと問題が多いのでこの座談会で論じつくされているとは思いませんが、かなり強い線で問題点がえがき出されているものと思っております。

◇とじ込みに便利なように前号から穴をあけましたが、表紙は従前と変りなくしてあります故ちょっと申しそえます。

MEJ 3824

文部時報 九月号 第八百八十九号

（定価 六十五円 送費 三円）

昭和二十六年九月五日印刷
昭和二十六年九月十日発行

東京都千代田区霞が関三の四
編集者 文部省調査普及局

東京都中央区銀座西七の一
発行者 株式会社帝国地方行政学会 代表者 大谷 保

東京都立川市曙町三の五五
印刷者 株式会社行政学会印刷所 代表者 藤本 外次

東京都中央区銀座西七の一
発行所 株式会社帝国地方行政学会
振替口座東京一〇、〇〇〇番

購読料

誌代一年七八〇円 送費〃 三六円 合計八一六円
ただし増大号の場合は別に代金申しうけます。お申し込みは直接発行所にお願いいたします。